令和５年６月15日
文部科学省
総合教育政策局教育人材政策課

大学設置基準の一部を改正する省令案及び告示の新設に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「大学設置基準の一部を改正する省令案及び告示の新設」について、令和５年３月１日から令和５年３月31日までの期間、電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計27件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

（別　紙）

主な意見の概要	文部科学省の考え方
実務家教員の範囲	
○専攻分野の実務経験を有する大学教員は必要。 ○実務経験を有する研究者教員もカウントできるようにしてほしい。また、実務経験には、フリースクールや認可外保育施設等もカウントできるように対象範囲を柔軟にしてほしい。 ○実務家教員の経験年数や実務から離れた期間については、必要な専門性と人数の確保のため、柔軟にしていただきたい。	実務家教員については、担当科目と当該実務家教員の実務経験を勘案し、評価することとなります。全体としては、学校教育に関する実務教育に関する実務経験者を中心として構成されることが適当ですが、学校教育関係者以外であっても、その実務経験は、担当科目の授業内容を踏まえた上で評価し得るものと考えます。 また、実務家教員としての実務経験や、元実務家として実務から離れた期間については、先行する教職大学院の取扱いを参考にしつつ、各大学の教育課程や教員配置の状況に応じて、各大学において判断するものと考えます。
実務家教員の割合	
○実務家教員は、学生の実習支援、就職活動や就職活動・採用活動の支援において有力な存在である。 ○実務家教員は、教育のうち実務に関する部分を担当するため、教育、研究、管理的業務を担う基幹教員とは区別することが適当。 ○現在の実務経験も、数年後には過去の経験になるため、教員数の基準ではなく教職課程の科目に具体基準を設けて非常勤等で対応すべき。 ○基幹教員をすぐに確保することは難しいため、割合は１割５分以上とすべき。	大学は、その教育研究上の目的を達成するために、必要な教員等からなる教育研究実施組織を編制することや、各教育課程上主要と認める授業科目については原則として基幹教員に担当させることなどが求められています。 そのような中で、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（答申）」（令和４年 12 月 19 日中央教育審議会。以下「令和４年度答申」という。）では、学校現場の優れた実践者が教師養成に関わることは意義にあることであり、学部段階においても、実務家教員の登用を進め、例

	えば必要最低教員数のおおむね２割以上を設定することについて検討すべきという提言がされました。答申に示された改革の方向性を制度的に担保するものとして、基幹教員の２割を実務家教員とすることを設定したものです。
実務家教員の質保証	
○大学教員は、研究者として自立的に研究を行い、かつ学生に研究指導を行う必要がある。実務家教員として自らの実務に関わる内容を客観的・探究的・学術的に考察できる資質や能力を担保するためには、修士や教職修士（専門職）、あるいは博士の学位が必要。若しくは、論文等の研究実績が必要。 ○研究者の中にも学校現場と協働して研究・教育等を進めている教員はいる。今回の改正で、優れた若手研究者を採用しようとする機運が下がることが危惧される。 ○実務家教員として学校管理職を充てることは、管理教育の強化につながる。また、現在の教職員はブラック校則を維持している人々であるから大学教員としては不適当。	実務家教員には、一律に学位や研究業績を求められるものではありませんが、令和４年答申で指摘されているとおり、単に自らの実務経験や授業観・学習観を学生にそのまま伝達するのではなく、大学教員として、実務経験を体系化・構造化し、理論と結び付けながら教育を行うことが求められています。また、実務家教員の質を担保していくにあたっては、答申に示されているように、大学教員として必要とされる業務（教育、研究、マネジメント）全般に関わる能力開発に向けたファカルティ・ディベロップメントの高度化に取り組むことが必要です。 これらについて、文部科学省では引き続きその周知を図っていきます。
学部教育や学校現場への影響	
○現場を経験した優秀な教員を大学に配置するという趣旨は理解できる。 ○今回の改正により、系統的な学部の教育カリキュラムの逸脱や、人材確保に苦慮する事態を招くことにつながる。 ○現場の教員が不足している中、優秀な免許保有教師が大学に流れてしまう可能性があるとともに、そうした教員を学校現場から引き抜くと、現場が今	学校現場の優れた実践者が教師養成に関わることは意義にあることであり、教師の養成について、理論と実践の往還を重視した好循環を実現していくことが求められています。そのため、大学と教育委員会等との人事交流を積極的に推進することにより、教員養成学部と教育委員会等との連携の強化・実質化を図っていくことが重要です。 今回の制度改正を契機として、教員

以上に弱体化する。	養成機能の充実のみならず、実務家教員となった者が再び学校現場や教育現場に戻り、指導的な立場として学校教育の改善・充実を進めていく等、学校現場の充実に資する好循環の実現を図っていくことは重要です。実務家教員の確保及び計画的な育成について、文部科学省では引き続きその周知を図っていきます。
その他	
○学校教員の待遇改善が必要である、等。	今回の改正と直接の関係はありませんが、今後の参考とさせていただきます。